(仮称)上牧町まちづくり基本条例【素案】の構成並びに骨子

前文

この条例を制定する背景や趣旨、基本的な考え方、決意等を分かりやすく示した ものです。

※通常、一般の条例には前文はありませんが、その分野での基本的な事を定めた 条例には、その条例の制定の由来や基本原則を特に強調する場合に前文を設け ることがあります。この条例を「最高規範」と位置づけていることから、前文 を設けることが望ましいものと考えています。

第1章 総 則

第1条 目的

この条例の内容を凝縮して表したもので、町民、議会及び行政機関が互いに協働して、町民を主体とした自治に基づく豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指すことを規定するものです。

第2条 定義

この条例のなかで使われている用語のうち共通認識を図ることが必要と考えられる重要な用語の定義について規定するものです。

第3条 基本原則

町民が主体となったまちづくりを推進するにあたり、町民、議会及び執行機関が、「情報共有」のもとで「参画」と「協働」の推進、「町民に対する説明責任」、「まちづくりに際してのPDCAサイクルの導入」の4つの原則を掲げています。

※【PDCAサイクル】Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字をとったもので、「計画を立て、実行し、評価して、改善する」というプロセスを継続的に繰り返していく仕組みのことをいいます。

第4条 最高規範性

この条例は、まちづくりの基本的な事項を定めたもので、町民、議会及び執行機関が条例の趣旨を尊重することによって、町のまちづくりにおける最高規範として位置づけるものです。本町に存在する各分野での様々な条例には上下関係はありませんが、この条例には、町政運営の理念に加え、町民、議会や町長、職員の責務や役割など基本的な事項を定めているため、憲法と法律との関係を準用し、最高規範性をもつ「まちの憲法」として位置づけています。

※【最高規範】様々な分野の条例や規則の体系上の上位に位置する条例で、いわば「憲法」に匹敵する条例と解釈できます。

第2章 町民の権利と義務

第5条 まちづくり参画の権利

町民がまちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利があることを規定 するものです。

第6条 未成年のまちづくり参画の権利

未成年の町民にも各々の年齢に応じたまちづくりに参画する権利があることを 規定するものです。

第7条 まちづくり参画における町民の責務

町民は、まちづくりに関する互いの活動を尊重しなければならないことを規定 するものです。

第3章 議会及び議員の役割と責務等

第8条 議会の役割と責務

議会の役割と果たすべき責務について、規定するものです。議会による積極的な情報の提供と本会議や委員会の会議の公開による住民との情報の共有、議会報告会、住民の声の政策への反映、議会による政策提案と立法活動の充実、町政運営の調査並びに監視機能の充実などを盛り込んでいます。

第9条 議会の権限

議会の責務を果たすために行使すべき権限について規定するものです。議会の権限として、法令で定められた権限、執行機関の町政運営を監視並びにけん制する権限、総合計画を承認する権限などが列挙しています。

※【総合計画】「基本構想」と「これを具体化するための基本計画」を合わせた ものを総合計画といいます。

第10条 議員の役割と責務

議員の役割とあるべき姿について規定するものです。議会活動に関する情報の住民への説明責任、積極的な政策提案、行政活動に対する監視と点検、一般質問を活用するなどしての行政の改善、町内外の情報収集や調査研究、政策立案能力及び審議能力の向上などを盛り込んでいます。

第4章 執行機関の役割と責務等

第11条 町長の責務

町長に対して、まちづくりの基本理念の実現に向け、公正で透明で開かれた町 政運営にあたることを義務づける規定となっています。また、毎年の行政運営 の目標及び方針の明示と結果の公表の義務についても規定するものです。

第12条 職員採用等

職員採用に際して、公募を原則、応募状況並びに採用結果の公表などについて 規定しています。また、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に関す る努力義務についても規定するものです。

第13条 執行機関の責務

執行機関による公正で誠実かつ迅速な職務の執行、町民との協働を推進するための多様な参画制度の創設、当該参画の機会を保障する義務などを規定するものです。

第14条 町職員の責務

全体の奉仕者として、公共の利益のために公正で誠実かつ効果的な町職員の職務に専念する義務、職務に必要な知識及び技能の向上に努める義務を規定するものです。

第15条 法令の遵守

まちづくりに関する施策の公正性及び透明性の確保するための法令を遵守することを明確にするとともに、違法行為に対する措置について規定するものです。

第5章 町政運営

第16条 行政組織の編成

町における行政組織のあり方、職員の効果的な任用並びに適切な人員配置等に ついて規定するものです。

第17条 危機管理

町と町民、関係機関等との協力及び協定による総合的かつ機動的な危機管理体制の確立並びに自主防災機能を向上させるための町民活動に対する積極的な支援などについて規定するものです。

第18条 総合計画等の策定

総合的かつ計画的な町政運営を図るため、総合計画及び都市計画マスタープラン等をこの条例の趣旨にのっとり策定すること、当該計画の策定、見直し並びに評価に際しては、幅広く町民の参画を得て行うことを明記しています。

第19条 説明責任

町が行う施策について、立案から実施、評価に至るまでの経過や内容、目標の 達成状況等を町民に分かりやすく説明する義務があることを規定するものです。

第20条 応答責任

公職者及び町民からの要望等について、町としての迅速かつ丁寧な対応と、その記録の作成及び当該記録の定期的な公表する義務があることを規定するものです。

第21条 財政運営及び制度の整備

町の財政運営に際しては、中期及び長期の計画を定め、健全な財政運営を図る 義務及び当該計画を定めたときの住民へ公表する義務について規定するもので す。

第22条 予算編成、執行、決算

予算編成、執行、決算に関して、予算編成の過程、執行計画、決算内容を住民 に分かりやすく説明する義務について規定するものです。

第23条 財産管理

財産台帳を適切に管理するとともに、明確な管理計画に基づいた財産管理を進めることを規定するものです。

第24条 財政状況の公表

町の財政に関する状況については、財政指標などの財政情報に加え、具体的な 所見を付して分かりやすく公表することを規定するものです。

※【財政指標】財政の健全度などを示す様々な指標のことをいいます。財政力 指数、自主財源比率、実質収支比率、経常収支比率、実質公債 費比率、将来負担比率などがあります。

第25条 行政評価

町の執行機関が行う政策や施策、事業についてどのような成果があったのかを 客観的に評価し、その結果を次の政策等に反映させることを規定するものです。

第26条 個別外部監査

既存の監査委員による監査に加え、必要に応じて外部機関等に監査を実施させることができることと、住民からも監査委員による監査に代えて当該監査を請求することができることを規定するものです。

第6章 情報の共有等

第27条 情報の公開及び提供

町が保有する町政に関する情報は、町民共有の財産とする認識にたって、当該情報の公開は、町民の知る権利を保障するとともに、町民が町政に参画するうえでの前提となるものと規定するものです。

※本町では、「上牧町情報公開条例」を平成12年3月に制定しています。

第28条 情報共有の推進

第27条の規定を受け、情報の共有に際しては、具体的な施策若しくは制度により推進することを明記しています。

第29条 情報収集及び保存

町による町政運営に必要な情報の積極的な収集と、町が保有する情報の適正な 管理及び保存について規定するものです。

第30条 個人情報の保護

情報公開を積極的に行い情報の公開を推進するなかで、町民の権利や利益を守るための個人のプライバシーに関する情報(個人情報)の保護について規定するものです。

※本町では、「上牧町個人情報保護条例」を平成15年6月に制定しています。

第31条 選挙

町長及び町議会議員の立候補者は、町民に対して選挙に臨む自らの考えを有権者に示すよう努めることを規定するものです。また、町は、当該選挙にあたり、候補者の氏名、経歴、公約等を掲載した選挙公報を選挙ごとに発行するように努めることも規定するものです。

第7章 参画と協働

第32条 まちづくり参画における町の責務

町が、町民が自主的かつ主体的に行うまちづくりに参画する諸活動を尊重しな ければならないことを規定するものです。

第33条 審議会等

町が設置する審議会その他の附属機関(以下「審議会等」という。)における委員の公募について規定するものです。また、審議会等の開催の日時及び場所、審議事項の町民への周知方法、会議及び議事録の公開についても規定するものです。

第34条 住民投票

町政における重要な政策判断に際して、直接多くの住民の声を聞くための有効な最終手段として位置づけ、制度を設けることができることを規定するものです。住民投票を実施した場合、その結果がそのまま本町の意志決定となるものではありませんが、最大限に尊重することも規定しています。なお、ここでは住民投票制度の基本的な枠組みを定め、具体的な仕組みについては、別に定めることとしています。

第35条 まちづくり協議会

町民自身が身近な課題について主体的に考えて解決していくための協働、調整及び対応の場としての「まちづくり協議会」を設置することができること規定するものです。まちづくり協議会は、自治会、PTA、NPO、ボランティア団体、婦人会などの団体、まちづくりに関心を持つ個人、企業などで構成することを想定しています。

第8章 広域連携等

第36条 広域連携

町は、自らの意思と責任により地域の諸課題の解決に取り組むことが基本ですが、共通する課題や町単独では対応が難しい課題の解決に向け、他の自治体や 国などと連携、協力することを規定するものです。

第9章 条例の見直し等

第37条 取り組み状況の評価

この条例の取り組み状況を毎年定期的に評価し、その結果を公表することを規定するものです。

第38条 条例の見直し

この条例は、5年を超えない期間ごとに住民主体の検討委員会を設けて、見直 しの要否を検討することを規定するものです。

第39条 条例の改正

この条例の改正にあたっては、事前の住民への改正する趣旨の説明及び意見募集、改正後の改正内容及び改正理由を公表することを規定するものです。

附則

この条例の施行期日を規定します。